

経理部門の基本有用情報

今月の経理情報

今回のテーマ： 有利発行と経済的利益の移転

トヨタや森精機などは、関連する財団法人に 1 株 1 円で株式の割当を行いました。第三者割当増資について有利発行となる場合には、増資を引き受ける株主において課税が生じる場合があります。

1. 有利発行による経済的利益の移転

第三者割当増資により時価に比して有利な金額で新株を発行することを有利発行といいます。有利発行が行われた場合には、新株主においては株式の時価と払込金額との差額に相当する経済的利益を得ることとなります。その一方で、既存株主の 1 株当たりの価値は下落し、経済的損失が生じます。

この場合、株主間で直接的な取引は生じないものの、実質的には既存株主から新株主に経済的利益が移転しているとみることができます。当該経済的利益の移転については、課税関係が生じる場合があります。

2. 有利発行があった場合の課税関係

払込金額が取得時における株式の価額のおおむね 90% を下回る増資引き受けが行われた場合には、株式の時価と払込金額との差額につき、増資を引き受ける者に、課税関係が生じます。

増資を引き受ける者		課税区分
法人		法人税（受贈益）
個人	役員・従業員	所得税（給与所得または退職所得）
	その他	所得税（一時所得）※1

※1 発行会社が同族会社であり、増資を引き受ける者が当該同族会社の株主の親族等である場合には、所得税ではなく、既存株主との間に贈与税の課税関係が生ずる場合があります。

3. 所得税法・法人税法における株式の時価の考え方

株式の種類		取得の時ににおける取得のために通常要する価額
上場株式		払込期日における市場価格
非上場株式	① 売買実例のあるもの	適正と認められる売買実例価額
	② 公開途上にある株式	証券取引所又は日本証券業協会の内規によって行われる入札により決定される入札後の公募等の価格等を参酌した価額
	③ 売買実例のない株式	類似会社の株式の価額がある場合は、当該価額に比準して推定した価額
		法人株主： 課税上弊害がない限り、相続税法「財産評価基本通達」の考えに基づいて算定した価額も認められる（法基通9-1-14）
		個人株主： 原則として、相続税法「財産評価基本通達」の考えに基づいて算定した価額による（所基通59-6）
	④ 上記以外	直近の事業年度終了の時ににおける純資産価額等を参酌した価額
		法人株主： 課税上弊害がない限り、相続税法「財産評価基本通達」の考えに基づいて算定した価額も認められる（法基通9-1-14）
		個人株主： 原則として、相続税法「財産評価基本通達」の考えに基づいて算定した価額による（所基通59-6）

お見逃しなく！

2017 年度税制改正により、非上場株式の評価方法に関し、会社規模の判定や類似業種比準価額の計算について見直しがされています。